

2025 年度禁煙外来治療補助制度について

南海電気鉄道健康保険組合

当健康保険組合では、2025 年度も禁煙に挑戦する方を支援するために、禁煙外来費用の補助を下記の通り実施します。

1. 補助対象者

南海電気鉄道健康保険組合の被保険者で、かつ禁煙外来の「保険適用条件」を満たしている方

※保険適用の禁煙治療を受ける条件

- ・直ちに禁煙を始めたいと考えている
- ・ニコチン依存症の判定テスト（スクリーニングテスト）の結果が5点以上である
- ・35歳以上の方は、1日喫煙本数×喫煙年数が200以上である
- ・禁煙治療について説明を受け、禁煙治療を受けることを文書により同意している
- ・過去に禁煙外来を受診された方で、前回の禁煙外来の治療開始日から1年以上経過している

2. 補 助 額

2万円を上限に補助

3. 利 用 期 間

2025 年 4 月 1 日 (火)～2026 年 3 月 31 日 (火)の間に、「禁煙外来治療補助制度利用申込書」を健康保険組合に提出

4. 利用内容と手続き

(1)禁煙治療に健康保険が使える医療機関へ自ら連絡を取り、禁煙外来を受診します。

※医療機関を知りたい方は「禁煙治療に保険が使える医療機関情報最新版」で検索

(2)医療機関と治療開始日が決まりましたら、「禁煙外来治療補助制度利用申込書」に必要事項を記入の上、健康保険組合に提出してください。

(3)上記申込書が健康保険組合に到着しましたら、「禁煙外来治療補助金支給申請書」を自宅に郵送しますので、内容を確認の上、大切に保管してください。

(4)禁煙外来治療に要した治療費の領収書は、受診毎に必ず発行してもらい保管してください。

(5)禁煙外来治療開始日から6ヶ月間禁煙が継続出来たら、「禁煙外来治療補助金支給申請書」に禁煙成功の確認者の署名と必要事項を記入の上、領収書を添付して健康保険組合に提出してください。

5. 補助金の支払方法

月末までに健康保険組合で受付けた禁煙外来治療補助金支給申請書に対する補助金については、翌月 20 日（土休日の場合は翌営業日）に指定された金融機関の口座に振り込みます。

6. 注意事項

(1)禁煙外来の受診にあたって処方される治療薬の一部に、眠気を促す可能性があることから、自己の健康状態や投薬状況、日常業務を医師に正しく申告し、医師の指示に従っていただくようお願いいたします。

(2)治療を途中で中断したり、治療開始日から6ヶ月の間で喫煙した場合は、補助金の支給はいたしません。